

インドにおける知的財産権の行使

Rouse & Co. International(India) Ltd.

Ranjan Narula



Rouse & Co. International は 1990 年にイギリスで創業後、グローバルな業務展開・拡張を経て、現在では世界 13 カ国に計 16 の拠点を有し、600 名以上が在籍する知的財産に特化した事務所である。インドオフィス(ニューデリー)は 1992 年設立。現地事務所と連携し、知的財産に係る全般的なサービスを提供している。Narula 氏は弁護士として、20 年以上に亘り 500 以上の民事および刑事訴訟を代理している。

インドでは知的財産権侵害に対する行政的救済が設けられておらず、民事訴訟が主な救済手段である。一方で近年、模倣品を取り締まるため多くの州が警察に知的財産専門室を設けており、この結果、以前に比べて刑事手続きが行いやすくなった。しかし、知的財産関連法に関する理解の欠如や警察の腐敗等により、刑事手続きは依然として有効性が低い。実務的には、状況に応じて民事救済と刑事救済を組み合わせるのが効果的である。

■ 裁判地 (管轄地)

インドの一部の高等裁判所は一番を扱う権限を有する。裁判管轄における金額的な基準 (損害賠償請求額が 200 万インドルピー (約 4 万 4500 米ドル) 以上) が満たされる場合、これら一部の高等裁判所に直接訴訟を提起することができる。現在、一番を扱う権限を有する高等裁判所は、デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイ、ジャム・カシミールの高等裁判所である。

これら高等裁判所の判事は知的財産関連法に精通しており、高等裁判所において知的財産関連の民事訴訟を提起することはメリットがある。刑事訴訟は、各事案につき地域管轄を有する各地の刑事裁判所 (治安判事裁判所) により審理される。

■ 民事ルートでの権利行使

警告状の送付は、紛争を表面化させることなく、低コストで実施できる権利行使の 1 つの方法である。警告状では、知的財産権者の抗議の意思を示し、当該知的財産権の使用を停止するよう要求する。通常、知的財産権者は、相手方が将来

的に当該知的財産権を使用しないことに同意する書面に署名すれば訴訟を提起せず、友好的な和解に応じる準備があるとする旨の提案を行う。

警告状送付により解決できない場合、民事裁判所を通じた知的財産権の行使が必要になる。民事訴訟は、訴状の提出、料金の支払い、および暫定差止命令を求める訴えを起こすことにより開始される。暫定差止命令が認められるには、原告は裁判所に対して、直ちに被告の行為が差し止められない場合、原告が回復不可能な損害を被る恐れがあることを立証しなければならない。したがって、侵害が明白な場合、速やかに措置を講じることが重要である。このような場合、裁判所に対して、（提訴前に警告状を送ることなく）職権上の暫定差止命令を命じるよう求めることが望ましい。

商標権侵害品および類似品について権利行使する場合、民事訴訟は迅速かつ効果的な救済方法である。さらに裁判所は、被告の敷地内を捜索し、物品を押収し、帳簿を調べ、場合によっては侵害品を破棄する権限を有する「裁判所査察官(court commissioners)」を任命する。民事裁判所はこのような査察官を任命することが多い。民事訴訟では、被告自らが現在および将来における侵害行為の中止を誓約する和解で訴訟が終結することが多い。捜索・押収命令は、被告にプレッシャーを与え、市場にインパクトを与えるという点において有効である。

■重要な検討事項

デリー高等裁判所は、最近の複数の事案で、懲罰的賠償と補償的賠償の双方を認めている。同裁判所は、損害賠償額は侵害の深刻度に直接的に比例しなければならないと認めた。したがって、制定法上およびコモンロー上の商標権者は、民事訴訟を通じて費用や損害賠償金を回収する方が容易であると考えられるであろう。

一部の裁判所、特に地方の裁判所は知的財産関連法に精通しておらず、知的財産関連訴訟の経験が乏しいため、裁判所の選択は非常に重要な意味を持つ。知的財産関連訴訟については、高等裁判所への一審提訴が推奨される。

裁判所の未処理案件の滞貨が訴訟遅延につながる場合もある。しかし、最近は、裁判の迅速化が進められており、裁判所査察官を積極的に任命することで手続きの迅速化が図られつつある。

■ 代理人

民事訴訟は、公証された委任状（原本）により訴訟代理の権限が与えられた代理人によって、裁判所に提起しなければならない。

■ その他の救済

侵害品および模倣品に対する権利行使については、警察に刑事告発することができ、捜索押収令状を下級裁判所から取得することもできる。物品の押収や、取引に打撃を与えることを目的とするには有効な手法である。一般的に刑事手続きには長い時間を要し、一審判決が下るまでに4～5年かかる場合もある。なお、刑事手続きでは、告発者は（当局の）腐敗と戦わなければならないことが多い。

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)